

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
基準1 使命・目的など 領域：使命・目的、教育目的		大学は、知の拠点であり、知識基盤社会の重要な社会的インフラストラクチャーとして高い公共性を有する機関です。このため、個々の大学は、社会基盤としての共通性を有しています。他方、多様な価値の創出が求められる現代社会においては、個々の大学が個性と特長を持つことが、多様な教育研究の成果の創出につながります。これらのことから、個々の大学は、その使命・目的（建学の精神等を踏まえた大学の将来像又は達成しようとする社会的使命・目的）を定め、これを社会に表明する必要があります。本基準はそのことを確認するものです。各大学は、教育研究、社会貢献などの使命・目的を明確に定めるとともに、教育目的（教育プログラムごとの人材養成に関する目的）を学則等において明確に定め、①ディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）②カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）③アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）に反映するとともに、使命・目的に整合した教育研究組織を構築し、計画的に使命・目的及び教育目的を実現していくことが求められます。大学の使命・目的及び学部の教育目的等は、大学の教育研究のあり方のみでなく、大学経営と大学の活動全体の基本軸となるものです。その内容が、大学の活動全体に確実に反映されるための学内体制の確立が不可欠です。	
1-1 使命・目的及び教育目的の設定	1-1-①意味・内容の具体性と明確性	意味、内容はビジョン2012としてHPに示しており、学則などで明文化している。	
	1-1-②簡潔な文章化	立学の精神について、簡潔な文書で解釈指針を示している。	
	1-1-③個性・特色の明示	入学時に、「立学の精神」の授業内、学生便覧、本学HP、学生食堂ラウンジで周知しており、個性、特色を明示している。	
	1-1-④変化への対応	大学の使命・目的、及び教育目的は立学の精神を基本としており普遍的な性格を持っているが、学園の変化に対応して定期的な見直しが必要である。必要に応じて、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。	ビジョンの定期的見直し
1-2 使命・目的及び教育目的の反映	1-2-①役員、教職員の理解と支持	理事・評議員については、「立学の精神」「ビジョン2012」「BSP-15」などの成文化、実行案または、解説文・広報文の作成において、常に報告、審議するとともに理解と支持を得ている。教職員については、「立学の精神」「ビジョン2012」「BSP-15」などについて、教授会、学園会議、学部長・部長会、教職員全体会議などで意見聴取や報告などを行い、理解・支持を得ている。新任教職員については、新任研修時に「立学の精神」から始まる本学の使命・目的について理事長・学長から説明が行われ、理解と支持を得ている。	
	1-2-②学内外への周知	入学時、全入学生に対し講義時間を設け本学の「立学の精神」を理事長より説明している。学生便覧や本学HPでも「立学の精神」は学内外へ周知されている。	
	1-2-③中長期的な計画への反映	大学の使命・目的は「立学の精神」とともに、「ビジョン2012」としてまとめられ、明記されている。大学の中長期計画「BSP-15」第3期5か年計画に反映されている。	
	1-2-④三つのポリシーへの反映	「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」の三つのポリシーは「立学の精神」をもとに作成されており、「ビジョン2012」に示される本学の使命・目的をそれぞれ反映している。	三つのポリシーの定期的な見直しと「立学の精神」との整合性のチェック
	1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性	「ビジョン2012」の中の10項目にまとめられた将来像の中で「人づくり」を第一の項目に挙げている。教育課程の中でも少人数クラスで実施する「ゼミ教育」「卒業研究」を重視し、個に対応したきめ細やかな教育や基礎学力を高める教育組織体制を構築・整備している。	教育組織体制の有効性の検証（卒業時学生アンケート調査、学修成果への効果のアセスメント）

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
基準2 学生 領域：学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応		教育機関としての大学は、その使命・目的を実現するために必要な規模の学生を受入れ、その成長を促進し、社会で活躍することができるための専門的知識・能力を授けることが求められます。本基準は、そのことを実現するための組織的環境を「学生」の観点から確認するものです。大学が学生を受入れるに当たっては、教育目的に基づいたアドミッション・ポリシーを策定し、それに基づく入学者選抜を適正に行うことが必要です。そして、大学は、入学後に学生が成長できるための必要な学修環境を整備し、学生生活の安定を図り、組織的な学修支援に取り組むとともに、社会的・職業的な自立のための指導を通じて、自らのキャリアを形成していくことができる力を備えた学生の育成に努めなければなりません。それらの実現のためには、学生の意見・要望を的確に把握し、それを活用していくことも必要です。	
2-1 学生の受入れ	2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知	文科省の方針や最新の学修内容等に合わせた明確な最新のアドミッション・ポリシーを策定、周知している。本学HPで公開し、三つのポリシーの冊子を作成している。受験生にとって理解しやすい表現を心掛け、高校訪問、受験生向け進学相談会、オープンキャンパスで、高校教員、受験生、保護者への周知を徹底した。	
	2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証	アドミッション・ポリシーに沿って適切な入学者受け入れとなるよう、継続して検証している。学校推薦型選抜推薦入試(公募・指定校)、総合型選抜(高大接続入試、A0入試、特別入試)のすべての入試で志望理由書(A0入試はエントリーシート)の提出を出願条件としている。1年生に外部アセスメントを導入して入学者の学生増を把握した。	
	2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	高校生全体の希望分野における生活科学系の低迷、また新型コロナウイルス感染症による受験生の例年になく動きやオープンキャンパスの制限により、令和4年度入試では健康生活学部が定員未充足となっている。情報メディア学部は定員充足している。食・栄養分野全体の希望者減少傾向が継続しているため、今後も3学科の定員充足と定員の適正化に努める。	定員充足の対策
2-2 学修支援	2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備	指導教員制、オフィスアワーの設定、GPAの活用、退学者、留年者への指導、保護者への成績通知、1年生保護者会の実施などを行っている。地域連携センター等の組織的協力による産官学連携事業やその他事務部門協力で学生の学修成果の向上に努めている。障がい学生支援に関する指針(ガイドライン)が定められており、学生からの支援要請は各部署が連携して対応している。教務委員会、教学課において厳格なシラバスの点検を行った。ディプロマサプリメント導入を準備した。	
	2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実	SAをはじめとするチューデントジョブの体制が、ある程度整った。これらを経験する学生は学修内容の深い理解とともに、さらなる学修への動機付けとなっている。	
2-3 キャリア支援	2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備	1DAYインターンシップを実施する企業が増加したため、就業体験型インターンシップとの違いについてガイダンスを実施した。2名の有資格者を中心に精力的にゼミ訪問を行い、学生の就活を活性化した。未内定者はマンツーマンサポートを通して、内定獲得まで徹底的にサポートした。また学内に採用担当者を招聘し、個別企業説明会を7回開催し就職希望者全員が内定取得できる環境を整えた。健康栄養学科では、臨地実習、地域連携活動などによって実践の場を設けることにより、学生が専門職に就くための意欲向上を図っている。フードビジネス学科では、1年時キャリアガイダンスに企業人の招聘を行い、就業意識を高めるほか、各授業内でもこれらの知識が実業においてどのように生かされるのかを教授している。情報メディア学科では、演習授業のほか、学生プロジェクト活動などを通じて多様な人との共同作業により社会的・職業的自立が促されている。教育課程内では主に就職委員の教員によりキャリアデザイン1、2の講義を必修科目として実施している。インターンシップを授業科目に設け学生に積極的に履修させている。4年の指導教員が就職活動をサポートしている。	
2-4 学生サービス	2-4-①学生生活の安定のための支援	学内奨学金も制度上は充実しているが、学生の申請する機会を増やすため、家計基準の見直しが必要である。日本学生支援機構奨学金の申請支援、各種学内奨学金の付与、クラブ活動支援、大学祭支援などを積極的に行っている。看護師、心理相談員を配置している。新型コロナウイルス感染症対策として学生食堂に設置した意見箱は一時的に撤去。大学ホームページ上の意見箱に寄せられた投稿9件に対して、関連部署と連携し迅速な対応を心がけた。車通学を希望する学生に対して、安全運転講習会を前期・後期それぞれで実施した。オリエンテーション時に、喫煙防止教育、禁煙・卒煙教育を実施した。	

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
2-5 学修環境の整備	2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理	<p>本学の現有する校地、校舎については大学設置基準を十分に満たしており、体育館、図書館を含む5つの校舎には、一般教室、演習室、各種実験室・実習室が配置され適切な学習環境が整備されている。メディアラボのオートロック化など、施設整備が進んだが、学生数の増加により、さらなる整備について検討した。既存施設が徐々に古くなり、必要に応じた修繕やリプレースが求められるところ、一部教育機器の更新対応を行った。</p> <p>学内の施設設備の安全、維持管理については専門業者による保守点検を行っており、昇降機保守点検、電気工作物保守管理、空調機設備保守管理などの各種保守点検を適時実施している。</p> <p>また、施設設備面で不備が生じた場合は関連業者と連携をとり、修理等の対応を迅速に行っている。</p> <p>学内が無人的際の安全管理について機械警備を導入し、部外者の侵入や設備関係の異常が発生した際には警備会社に対応することとなっている。</p> <p>ただし、平成27(2015)年に竣工したFLOS館以外の建物は老朽が目立つようになり、大規模改修を計画的に行う必要性も感じている。本館ソフィアホールでは机・いすの更新を行った。</p>	
	2-5-②実習施設、図書館等の有効活用	<p>学生数の増加により、実習室の空き時間が減り、授業外での学修がしにくくなっている。本館や北館、FLOS館のオープンスペースの活用は進んでいるが、図書館の開館時間や有資格者の配置について検討が必要となる。</p> <p>図書館では例年同様、様々な企画を行い、学生の学修環境を整備している。</p> <p>学内施設の有効活用については、各種団体からの要望による学会、講習会、講習会、認定試験の会場として、状況が許す限り使用を認め活用している。学生数の増加やアクティブラーニングの推進を実現するため、さらなる施設整備が求められる。</p>	
	2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性	<p>体育館以外の4つの建物にはエレベータが設置されており上部フロアへの移動が可能である。また、各建物の出入口にはスロープが設置されており、障害者の方に対する配慮はなされているが、体育館や個別の教室等においては十分とはいえず改善の余地があると感じている。今後検討のうえ年次計画して進めていく。</p>	ソフィアホール、体育館、実験・実習施設のバリアフリー化
	2-5-④授業を行う学生数の適切な管理	<p>受講者の多い授業科目については増コマをしている。受講者の少ない講義、ゼミは閉講としている。新型コロナウイルス感染症対策を実施しているため、受講者は80名程度を限度としている。</p>	
2-6 学生の意見・要望への対応	2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	<p>授業評価アンケート、卒業時アンケート、ルーブリック、少人数教育などにより意見を随時取り入れている。指導教員を配置して、学生の意見や要望を把握して対応している。演習授業や学生プロジェクトなどのアクティブラーニングにおいて、学生との日常的なコミュニケーションを図り、要望や意見を把握して対応している。</p> <p>学生満足感調査、卒業時アンケート調査などを実施し、主要な会議体で検討している。検討結果を本学ウェブサイトで公表している。</p> <p>卒業時アンケートの回収率は85%以上となっている。</p>	
	2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	<p>心理相談会議を実施し、心理相談員と意見交換をしている。学内の奨学金制度は適切に運営されている。校医、看護師により医務室だよりが定期的に発行され、心身に関する注意喚起をおこなっている。</p>	心理相談員、看護師の活用方法と効果検証
	2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用	<p>授業評価アンケートの回答率向上が課題である。学生満足感調査を毎年実施し、自己点検・評価委員会、教学課内で検討を行っている。</p>	授業評価アンケートの回答率向上のための施策検討・導入

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
基準3 教育課程 領域：卒業認定、教育課程、学修成果		大学の機能の中核である学修の柱となるのは教育課程です。大学は、その使命・目的を踏まえて、学部・学科・研究科等ごとの教育目的を明確に定めるとともに、これを実現するための方策として、三つのポリシーを定めることが必要になります。その中でも、単位授与や卒業・修了の認定基準を定めて、これを厳正に運用するとともに、教育課程の編成と実施に反映させる必要があります。また、教授方法の開発や学修成果の点検・評価結果のフィードバックを通じて、大学の教育を可視化し、外部からの評価を受けながら、更なる教育課程、教育内容・方法及び学修指導等の改善を不断に図っていくことが、教育の質を高めるために不可欠なことです。	
3-1 単位認定、卒業認定、修了認定	3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知	カリキュラム改編時に合わせて、随時ディプロマ・ポリシーの見直しを行っている。	
	3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	単位認定、進級及び卒業要件は適切に定め厳正に運用している。 ディプロマサプリメントの導入を検討中である。	
	3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用	認定は、基準に沿って厳正に行われている。履修単位数の上限を全学半期24単位以内に改めた。進級要件は全学統一となった。GPAを利用した学長による退学勧告の基準を中間報告を基に再検討した。また、GPAが低い学生の指導強化を検討した。	
3-2 教育課程及び教授方法	3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知	カリキュラム・ポリシーがカリキュラム改編時に策定され周知されている。	
	3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性	一貫性のあるポリシーとして策定されている。	
	3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成	新しいカリキュラム・ポリシーに沿って新カリキュラムを策定、体系的に編成されている。	
	3-2-④教養教育の実施	教務委員会内に教養教育のWGを設置した。語学の選択肢を広げるため韓国語Ⅰ・Ⅱが開講されており、履修者数も適切である。海外研修を単位化した。MDASHプログラム（数理・データサイエンス・AI教育プログラム）リテラシーレベルが認定され、全学に導入されている。	
	3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施	健康栄養学科では、実践的な管理栄養士養成のため、全教員が授業のレベルアップと地域貢献活動を積極的に行っている。 フードビジネス学科では、産官学連携を積極的に推進し、実社会で即戦力となるような学生を育成する体制が整っている。オープンクラス等を活用し、教員相互で協力して授業のレベルアップをさらに図る工夫をすすめたい。 情報メディア学科では、科目の一部に遠隔授業を導入しており、教授法の工夫により高い満足度を維持している。 FDなどで遠隔授業の勉強会が開催された。	
3-3 学修成果の点検・評価	3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用	アセスメント・ポリシーを作成済み。点検・評価の実効性については継続して要検討。	
	3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック	学修成果については一部はすでに授業内等でフィードバックされているほか、全体としてフィードバックする仕組みができた。試験終了後成績フィードバック期間を設けることになった。	

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
基準4 教員・職員 領域：教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援		教員と職員は、言うまでもなく大学の活動を支える中核的存在であり、組織の整備と個人の職能開発の両面が求められます。前者においては、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境を整え、教学の運営体制を中心にしつつ、権限を適切に分散し責任と役割を明確にした教学マネジメントを構築し、教員と職員をそれぞれに適材適所で配置してこれを十全に機能させること、後者においては、教育内容・方法等の改善のためのFDや大学運営に必要な資質・能力の向上のためのSDを通じた教員・職員の個々の職能開発を効果的に行うことが、大学の諸活動の成果を高める支えになります。教員の仕事と職員の仕事を原理的に分けて考えず「教職協働」を図ることで、効果的に大学を運営することも、今日ではますます重要になっています。また、教員の研究活動を適切に支援することも、教育と研究を主な役割とする大学にとっては不可欠なことです。 なお、この基準における「職員」は、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれます。	
4-1 教学マネジメントの機能性	4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮	学部長・部長会、学科会議、教務委員会を中心とした各種委員会が適切に機能している。自己点検委員会、SD・FD会議、教授会などで学長のリーダーシップが発揮できる体制は整備されている。	
	4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築	教学マネジメント・ポリシーに沿って、教学マネジメントを構築している。教授会などの組織上の位置づけ及び役割を明確にしている。教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項について学長が定め、周知している。その他、学部長・部長会、学科教員会議、教務委員会を中心とした各種委員会など、大学の意思決定及び教育マネジメントについて適切に運営されている。	
	4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性	運営組織規程により事務分掌を定め役割を明確にしている。教学課内でも各職員の分担を決めて業務を遂行している。	
4-2 教員の配置・職能開発等	4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置	教員採用は「公募」を原則とし、現状は専任教員の採用人事は公募または私募により行っている。教員の採用は概ね順調に進んでいるが、本学での育成については丸合教員につながる研究成果の蓄積が不十分である。非常勤教員については、副学長、学科長からの推薦により、教学部長が面接を行っている。昇任人事は研究業績等を点数化し公正に行われており、引き続き教員のモチベーションを維持できる適切な昇格が必要である。学生数の増加、また教員の入れ替えなどに伴い、新規教員の増員が求められる。	医師教員など教員配置の検討
	4-2-②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施	年2回定期的にFDを行っている。定期的なFDに加え、今年度は、名古屋キャンパスと合同で教員向け「ICT活用教育講習会」を実施。内容は「Webclassを活用した反転授業の試み」と「音声読み上げソフトを利用した予習動画作成」である。産官学連携を積極的に推進し、実社会で即戦力となるような学生を育成する体制が整っている。授業内容の調整を行い、オープンクラス等を活用し、教員相互で協力して授業のレベルアップをさらに図る工夫を進めたい。名古屋キャンパスと共同して、栄養3学科のレベルアップの取組みを行った。	
基準3 教育課程 領域：卒業認定、教育課程、学修成果	4-3-①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み	全教職員を対象とする夏期拡大FD・SDを開催し、研究、入試改革、財務、中長期計画の方向性をテーマとした報告、協議を行った。 以下の外部講師を招聘し、専門的知見をふまえた研修を行った。 研究（不正行為防止）：公認会計士 入試改革：進学予備校職員 全専任教職員を対象とする「ハラスメント防止研修（オンデマンド）」および「レジリエンス研修（対面）」を行った。 課長補佐以上の人事評価者を対象とする「人事考課評価者研修（オンデマンド）」を行った。 新入事務職員においてはビジネス基礎、中堅事務職員においては、業務効率化または管理職マネジメントスキルをテーマとした外部研修会に派遣した。 教学課職員を外部の研修会に参加させ、教育活動の適切な運営を図った。	
4-4 研究支援	4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理	研究所設立の際の機器備品の整備や、外部資金に基づく間接経費を利用した学内募集、及び学内研究費などを通じて、学内の研究環境はある程度整備できつつある。 研究所に非常勤スタッフが配置され、環境整備が進んだ。これまで研究委員長が担当していた、研究報告書の取りまとめや、外部資金募集のアナウンス、研究業績データベースの作成を依頼できるようになった。 研究所の開設時に研究のための専用室が設けられ、大学での使用をさらに促すことと、使い勝手を改善することが望まれる。 教員には研究日、学外研修制度があり、研究時間の環境は整備されている。 一部の研究機器の更新が必要となっている。食と栄養研究所の外部に対する活動実績や所報も検討課題である。	事務部門の配置の検討 教員の時間的、予算的な研究支援体制
	4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用	研究倫理は確立している。所属するすべての研究者（本学を本務とするもの）に対して、研究倫理教育の受講について、規定で義務付けており、e-learningシステムにより、全研究者が研究倫理教育を受講済みである。	全学部学生の研究倫理教育の検討
	4-4-③研究活動への資源の配分	最低限の予算的な資源は配分されているが、教育・研究以外の業務に各種資源が取られており、研究活動は十分ではない。もし資金を獲得できても時間が割けないと考え、外部資金への申請を躊躇させる状況にも繋がっている。	研究活動への人的、時間的な資源の配分の検討

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
基準5 経営・管理と財務 領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計		大学の使命・目的及び教育目的を達成するためには、法人全体の中長期的な計画を策定し、計画の実施に必要な環境・条件を整えるとともに、計画に沿って事業の意思決定から執行までを検証していかなければなりません。本基準でいう経営・管理と財務とは、主に法人の運営及び財務活動をいいます。大学に対する社会からの要請などにより、情勢の変化に対応した経営の規律と誠実性、大学の使命・目的の達成に向けての理事会の機能、法人及び大学の管理運営の円滑化と相互チェック機能の強化などがますます重要になってきています。学校法人制度の基本理念である自主性と公共性、安定性と継続性を守る上で、財務の役割は重要です。大学独自の使命・目的及び教育目的の実現を目指す中長期計画も、適切な財務計画と一体になって初めて実効性を持ち得ます。大学が社会的な信頼を得て着実な発展を遂げるために、財務基盤の確立と適正な会計処理は避けて通れないことです。	
5-1 経営の規律と誠実性	5-1-①経営の規律と誠実性の維持	文理中長期戦略プランBSP-15第Ⅲ期計画（2022～2026年度）を策定した。また、ガバナンスコードを策定し公表した。	
	5-1-②使命・目的の実現への継続的努力	立学の精神・使命目的に沿っての文理中長期戦略プランBSP-15を単年度の事業計画に落とし、各種課題に取り組んでいる。未達のものについては、継続して取り組むこととしている。	
	5-1-③環境保全、人権、安全への配慮	授業終了後すみやかに電気を消すなど節電を行っている。 法令改正に伴い、個人情報の保護に関する規程および公益通報に関する規程の改正を令和4年度におこなう。個人情報ならびに人権保護に努める。	LGBTの学内的な議論の検討
5-2 理事会の機能	5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性	令和3年度は役員・評議員会改選期にあたり、理事会8回、評議員会6回を開催した。理事、評議員の出席状況は良好であり、欠席者においては、事前に審議事項に関する意思表示を得て、議決数を確保している。 理事、評議員は寄附行為に則り適正に選出をおこない、理事、評議員の定数を満たしている。	
5-3 管理運営の円滑化と相互チェック	5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化	法人（管理部門）と大学（教学部門）の連携については、学部長・部長会議や学園会議を通じて意思疎通をはかっている。 令和3年度学園会議においては、BSP-15第Ⅲ期計画の策定を主たる議事とした。	
	5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性	相互チェックが機能していることが、外からみて分かりやすい仕組み作りが必要と思われる。 監事ならびに評議員は寄附行為に則り適正に選出をおこない、定数を満たしている。 監事は、会計監査人と連携し、学内業務と財産の状況を監査している。 評議員会においては、寄附行為に則り組織されている。予算、事業計画および人事等の重要案件については評議員会への諮問ののち、理事会で議決している。	私立学校法改正への対応
5-4 財務基盤と収支	5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立	学園全体の資金収支は黒字、事業活動収支はマイナス200万円となった。人件費比率55.3% 教研費比率33.9% 管理経費比率12.8%。 BSP-15第Ⅲ期計画にもとづく財務計画を令和4年度に策定する。 新型コロナウイルス感染症により保護者会が開催できず、保護者への寄付金募集活動ができなかった。	適正な財務比率の達成
	5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保	学園および大学の収支バランスは黒字安定している。 継続的な入学定員確保、短期大学の財務状況の改善、コスト削減意識の学内への浸透が課題である。	
5-5 会計	5-5-①会計処理の適正な実施	監事および会計監査人の監査を受け、適正に執行している。 会計年度終了後、2ヶ月以内に資産総額変更登記をおこない、文部科学省に報告している。	
	5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施	5-5-①に同じ KAM（監査上の主要な検討事項）についても積極的に開示することが望ましい。	
基準6 内部室保証 領域：組織体制、自己点検・評価、PDCAサイクル		自主性・自律性を重視する大学の本質に照らし、大学の質保証は、基本的に大学の責任で行うことが求められます。そのため、評価機構では、自主性・自律性の裏付けを伴う継続的な自己点検・評価を通じて行う内部質保証を重点評価項目として位置付けています。内部質保証を効果的に実施していく上で、恒常的な組織体制を整備するとともに、その責任体制が明確になっていることが必要です。また、内部質保証は、学部・学科や研究科による三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方にわたって実施されるとともに、改善・改革のための営みとして行われることも大切です。加えて、認証評価などの外部質保証の結果を踏まえ、大学全体の改善につなげる仕組みとして内部質保証を機能させていくことも重要です。	

基準項目	評価の視点	評価コメント	今後の対策・方針
6-1 内部質保証の組織体制	6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	教務委員会内に教育の質保証のWGを設置し活動を開始した。自己点検評価委員会、IR委員会、学部長部長会において三ポリシーの点検評価を実施している。評価の指標に外部アセスメント、ディプロマサプレメントを追加することを決定した。内部質保証のための組織を整備し、責任体制を確立している。	
6-2 内部質保証のための自己点検・評価	6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	外部評価基準に沿った自己点検・評価を実施している。年度毎に、本学独自の「自己点検評価報告書」を作成してHPに情報公開し学内外に告知している。全教職員が共通理解をもち、教育研究、大学運営の改善・向上に努めている。	
	6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析	IR企画課でデータの収集と分析が蓄積され、定期的に行っているIR委員会ではデータ、分析結果を検討している。IR委員会での検討結果は、自己点検・評価委員会で審議、報告され、教授会、各委員会で共有され、改善に生かされている。	外部アセスメントの活用
6-3 内部質保証の機能性	6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性	IR委員会での検討結果は、自己点検・評価委員会で審議、報告され、自己点検・評価委員会のメンバーである学部長・学科長から学科教員会議、または各委員会に課題が伝達され、具体的な改善について検討し、実行している。教授会、各委員会でさらにデータの分析が行われ、改善に生かされている。PDCAサイクルの仕組みが確立している。	